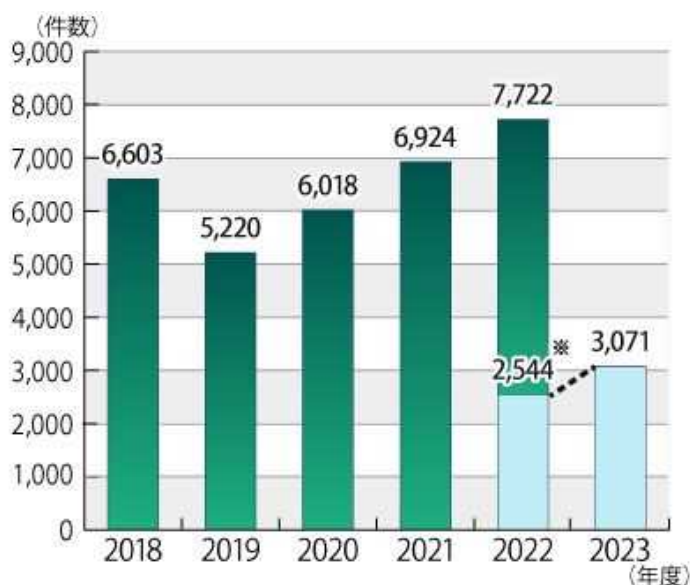


■ 不要なお皿の買い取りのほすが、大切な貴金属も強引に買い取られた！－訪問購入のトラブルが増えています－
（国民生活センターHPより）

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられており、ここ数年増加しています（図）。契約当事者が60歳以上の割合が全体の8割近くを占めているという特徴があり、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

訪問購入については、特定商取引に関する法律（以下、特商法）においてルールが定められていますが、相談の内容をみると、ルールを守らない購入業者によるトラブルが生じています。

そこで、訪問購入に関するトラブル事例を紹介し、消費者に注意喚起します。



※2022年度同期件数（2022年8月31日までの登録分）は2,544件

年度別相談件数：2018年度は6,603件、2019年度は5,220件、2020年度は6,018件、2021年度は6,924件、2022年度は7,722件、2023年度は8月31日までで3,071件です。

（注）本資料における「訪問購入」に関する相談には、特商法の訪問購入には該当しないものも含まれる。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。相談件数は2023年8月31日までの登録分。

〈相談事例〉

【事例1】

困っている人の役に立つと言われ訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする。

【事例2】

断ってもしつこく勧誘され、長く話し込んで個人情報をお話してしまった。

【事例 3】

皿だけのはずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。

【事例 4】

断ってもしつこく居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった。

【事例 5】

クーリング・オフ後返品してもらったが、指輪が 2 つ足りない。

相談事例からみる特徴と問題点

電話であの手この手で来訪の承諾を得ようとする。

突然訪問してきてしつこく勧誘、とにかく家に上がろうとする。

購入業者名や、どの種類の物品について訪問購入の勧誘をするか告げていない。

売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる。

物品名や価格を具体的に記載した書面を渡されない。

消費者はクーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒むことができることを伝えていない。

*** アドバイス ***

購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。

突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。

事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。

買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。

クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。

トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターに相談しましょう。

*** 消費者ホットライン「188 (いやや!)」番**

お住いの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

*** 警察相談専用電話「#9110」**

生活の安全に関わる悩みごと・困りごとなど、緊急でない相談を警察にする場合は、全国統一番号の「#9110」番をご利用ください。電話をかけると発信地を管轄する警察本部等の相談の総合窓口へ接続されます。

身近な高齢者を守るために

消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子がうかがえたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気付くことがとても重要です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町 1 番 1 号（NS 大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

- 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

不要なお皿の買い取りの**はずが、大切な貴金属**も強引に買い取られた！

一訪問購入のトラブルが増えていますー

【事例1】

突然自宅に電話があり、「皿1枚だけでもいいので」と食い下がられしかたなく訪問を承諾した。訪問を受けた際「鑑定してあげるから」などと言われ、結局売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。
(70歳代 女性)



【事例2】

「不用品を買い取る」という電話だったのに、「貴金属はないか」「査定だけでも」と長時間居座られ、根負けして貴金属数点を約1万円で売ってしまった。冷静に考えると1万円は安い。取り戻したい。(60歳代 女性)



ここが問題！訪問購入のトラブル！



- 「なんでもいから不用品はないか」「被災地支援に協力してほしい」など、あの手この手で心理的ハードルを下げて来訪の承諾を得ようとすると手口が見られます。
- 売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる事例が目立ちます。

トラブルに遭わないためのポイント！

- 買い取りの勧誘を承諾していない**貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。**
- クーリング・オフ期間内は、**購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。**期間内は物品を渡さないことも一つの手です。



独立行政法人

国民生活センター

(2023年9月作成)